

(その1)

## 収支報告書

令和 3 年分

※該当箇所にすること

(令和 年月日開催分)

(ふりがな)  
1 政治団体の名称

ながたけ うち 繙 復援会

2 主たる事務所の所在地

新潟市水口村大字湯山1756番地

3 代表者の氏名

松田洋

4 会計責任者の氏名

小原英四

事務担当者の氏名

小原英四

(電話) 0966-46-0124

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政	党 <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 国會議員関係政治団体の区分
<input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第1号に係る国會議員関係政治団体
公職の種類	
資金管理団体の届出をした者 者の氏名	

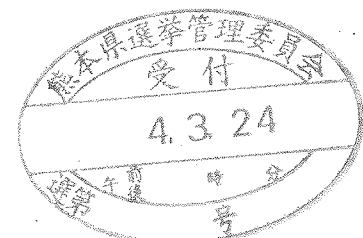
国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国會議員関係政治団体	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項 第2号に係る国會議員関係政治団体
公職の候補者 の氏名	
公職の種類	

(※)資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	年 月 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消をした場合のみ記入。

(※)国會議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	年 月 日まで

※報告対象年の途中で国會議員関係政治団体の指定・取消をした場合のみ記入。



(その2)

## 収支の状況

## 1 収支の総括表

収入総額		十億		百万	千	円
(前年からの繰越額)					501016	
(本年の収入額)					501012	
支出総額					300000	
翌年への繰越額					471016	

## 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費		十億		百万	千	円
金額					0	
員数(党費又は会費を納入した人の数)					0	人

(2) 寄附						
ア 寄附(イを除く。)の区分	金額					備考
(ア) 個人からの寄附	十億	百万	千	円	0	
(うち特定寄附)					0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附					0	
(ウ) 政治団体からの寄附					0	
小計 (ア) + (イ) + (ウ)					0	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)					0	
イ 政党匿名寄附					0	
合計 (ア + イ)					0	

(その6)

(6) その他の収入

摘要	金額						備考
	十億	億	百万	万	千	円	
この頁の小計							0
1件10万円未満のもの							4
合計							4

(注) 1件10万円以上の収入は個別に記載し、10万円未満の収入は一括して「1件10万円未満のもの」の欄に記載してください。

(その13)

## 3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表		金額						備考	
項目		十億	百万	千	円				
1 経 常 経 費									
(1) 人 件 費									
(2) 光 熱 水 費									
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費									
(4) 事 務 所 費									
小 計									
2 政 治 活 動 費									
(1) 組 織 活 動 費						30000			
(2) 選 挙 関 係 費									
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費								ア～エの計	
ア 機関紙誌の発行事業費									
イ 宣伝事業費									
ウ 政治資金パーティー開催事業費									
エ そ の 他 の 事 業 費									
(4) 調 査 研 究 費									
(5) 寄 附 ・ 交 付 金									
(6) そ の 他 の 経 費									
小 計						30000			
合 計						30000			

(その15)

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分	政治活動費	( )	
支出の目的	金額						年月日	支出を受けた者の氏名(又は名称)	支出を受けた者の住所(又は所在地)	備考
	十億	億	百万	千	百	円				
この頁の小計						0				
その他の支出					3	0	0	0		
合 計					3	0	0	0		

(注1) 5万円以上の支出はすべて個別に記載し、5万円未満の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 国會議員関係政治団体は、1万円超（1万1円以上）の支出はすべて個別に記載し、1万円以下の支出は「その他の支出」に一括して記載してください。

(注3) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その17)

# 資産等の状況

## 1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)若しくは貯金(普通貯金を除く。)又は郵便貯金(通常郵便貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について□して下さい。

(その20)

# 宣誓書

添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 4 月 27 日

政治団体の名称 ながだけ みどり後援会

会計責任者の氏名 小角英司

代表者の氏名（代表者については、解散する年の収支報告書にのみ記載すること。）

## （備考）

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（記名・押印等）を講ずる場合は、この限りでない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。